

赤谷湖湖面利用計画

第1章 総 則

(赤谷湖湖面利用者協議会及びルール of 名称)

第1条 このルールは、赤谷湖周辺住民、湖面利用者及び関係行政機関などで構成する「赤谷湖湖面利用者協議会」において策定されたルールで、「赤谷湖湖面利用計画」(以下「利用計画」という。)という。

(目 的)

第2条 この利用計画は、赤谷湖湖面(以下「湖面」という。)において、安全で快適な活用、利用マナーの向上、環境保全の啓発、青少年育成及び体験学習等が行われることにより、地域振興と活性化に資することを目的とする。

(適 用)

第3条 この利用計画は、湖面を利用する全ての利用者に適用する。

第2章 利用一般

(利用の原則)

第4条 湖面の利用は、利用者の自己責任において行う。

(船舶の航行)

第5条 船舶の航行時間は、日の出から日の入までとする。

(救命胴衣の着用)

第6条 船舶に乗船する全ての利用者は、原則として救命胴衣を着用しなければならない。

(管理行為に伴う湖面等の利用規制)

第7条 ダム管理者が管理行為として流木収集・撤去等を行う場合は、湖面の利用を禁止する。

第3章 利用区域の設定

(湖面利用区域、航行禁止区域・航行制限区域)

第8条 湖面の利用範囲及び河川法第28条に基づく航行禁止区域・航行制限区域は、別図に示すとおりとする。

(利用可能な船舶)

第9条 湖面利用区域における利用可能な船舶と利用禁止船舶は、次のとおりとする。

利用可能な船舶	利用禁止船舶
エンジン付きボート（船外機含む） （2馬力未満のエンジン）※1	エンジン付きボート（船外機含む） （2馬力以上のエンジン）※1、2
カヌー、カヤック	水上オートバイ（ジェットスキー）
手漕ぎボート、Eボート 等	ウェイクボード 等

※1：動力がエンジンでない場合は、馬力に換算。

※2：ボート事業者が行うボートの湖面移動又は栈橋の調整作業、又は河川管理者が別途認める場合に限り航行可能。

2 湖中堰区域における利用可能な船舶は、動力がないカヌー及び手漕ぎボート等とする。

第4章 利用に関する規制

(迷惑防止条例の遵守等)

第10条 全ての船舶は、他の利用者に迷惑を与えないよう、高速航行や急旋回を行わないこととともに、ダム管理施設や付属施設、湖岸を損傷してはならない。

(事前登録)

第11条 湖面を利用して以下に示す行為を行おうとする者は、予め猿ヶ京温泉観光情報協会に、事前登録を行うものとし、猿ヶ京温泉観光情報協会は、登録した内容をボート事業者に通知するものとする。

① カヌー又はEボート等を使用したイベント、大会、体験学習等を実施する団体若しくは事業者。

団体名、代表者名（事業者名）、住所、電話番号、目的、内容等

② 個人での動力船利用者

氏名、住所、電話番号、目的、内容等

(入湖時の届け出等)

第12条 栈橋を利用して船舶により赤谷湖へ入湖する個人利用者は、入湖時にボート事業者に住所、氏名、連絡先、入湖時間などを届け出るものとする。

ただし、湖中堰内のみを使用するカヌー等は、この限りではない。

2 ボート事業者は、利用者に対して当日の情報や注意事項などの周知徹底に

努めるものとする。

(本利用計画の周知・徹底)

第13条 猿ヶ京温泉観光情報協会及びボート事業者は、船舶により湖面に立ち入る利用者に対し、本利用計画の周知徹底に努めるものとする。

(動力船の航行速度)

第14条 湖面を航行する動力船は、5ノット(時速9.3km)以下の速度で航行しなければならない。

(船舶の発着場)

第15条 湖面を利用する動力船は、ボート事業者が管理する棧橋等を利用するものとする。

2 ボート事業者は、持ち込まれる船舶の動力(エンジン形式、油脂)を確認するものとする。

(動力船の構造に関する規制)

第16条 船舶のエンジンは、原則として2サイクル仕様のもは使用を禁ずるが、やむを得ず使用する場合は、生分解オイル(100%化学合成)を使用したものでなければならない。

第5章 赤谷湖周辺の環境保全

(ゴミ等の持ち帰り)

第17条 湖面利用者は、利用に起因するゴミ等は必ず持ち帰ること。また、利用に起因しないゴミ等も持ち帰りに努めるものとする。

(ボート乗り場周辺の環境保全)

第18条 ボート事業者は、ボート乗り場周辺の環境保全に努めるものとする。

(ゴミの不法投棄の監視・通報への協力)

第19条 湖面利用者は、ゴミ等を不法投棄する者を見かけたときは、警察、ダム管理者又はボート事業者に通報するものとする。

第6章 その他

(管理用船舶等の特例)

第20条 河川管理行為(湖内巡視用又は工事用)又は人命救助等に係わるボート等については、上記の定めによらないものとする。

(事故時の協力)

第21条 ボート事業者及び湖面利用者は、湖面又はその周辺での事故や火災等の発生時には救助や消火等に協力するものとする。

(違反行為)

第22条 利用者協議会は、本利用計画で定められた条項に違反した者に対して、注意することができる。

2 ダム管理施設等を損傷した者は、原形復旧を行わなければならない。

3 上記違反又は損傷行為が、故意又は悪意によるものと認められた場合は、利用者協議会又は施設管理者は告発することがある。

(利用計画の見直し)

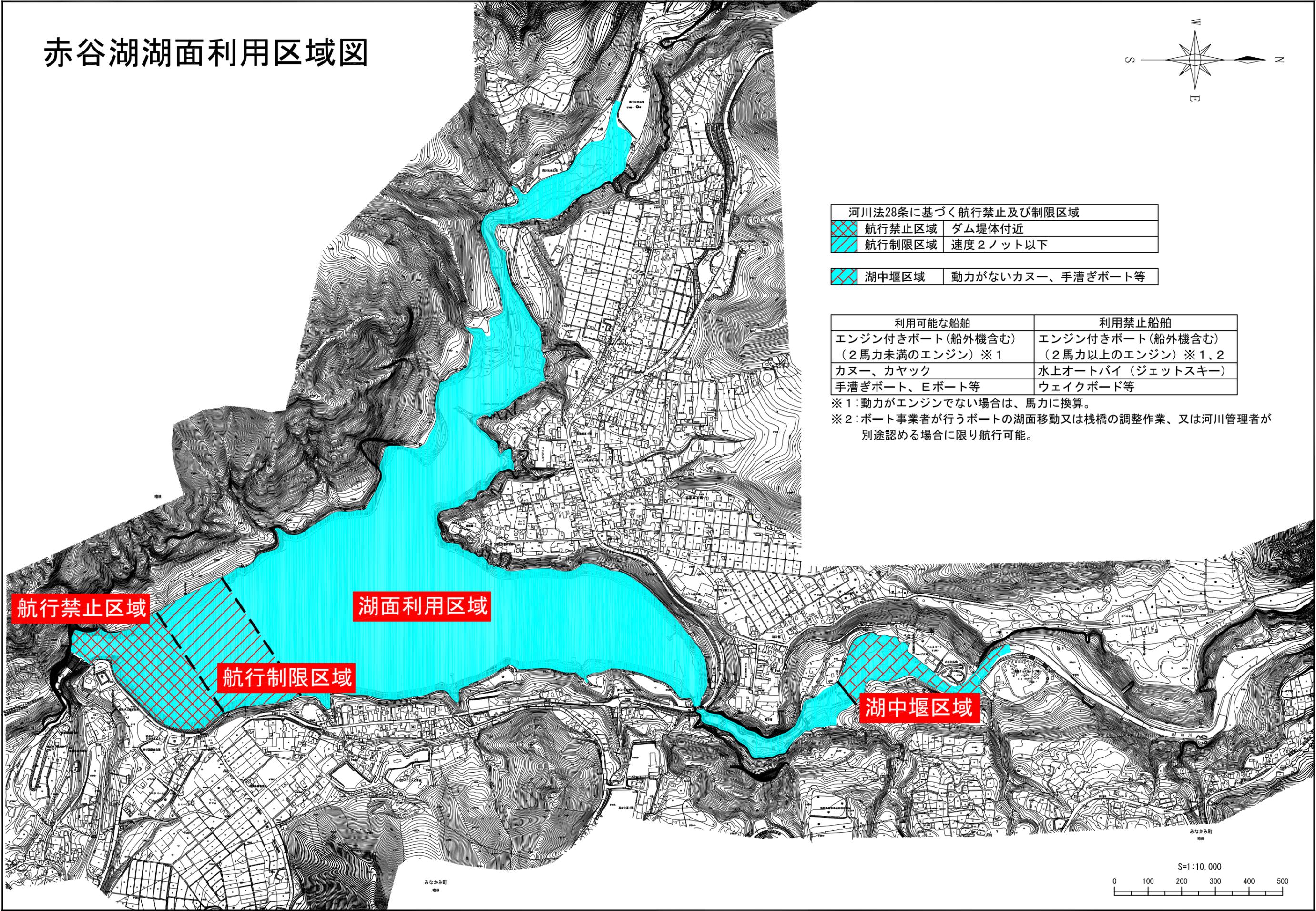
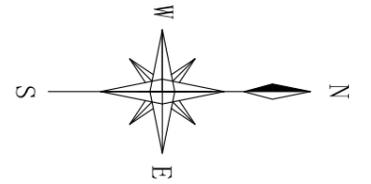
第23条 本利用計画の目的が達成できない場合又は疑義等が生じた場合は、赤谷湖湖面利用者協議会を開催して利用計画の見直し等を行うものとする。

2 本利用計画を変更する場合は、赤谷湖湖面利用者協議会を開催して委員の過半数の同意を得なければならない。

附 則

この利用計画は、平成25年11月25日から適用する。

赤谷湖湖面利用区域図



河川法28条に基づく航行禁止及び制限区域	
	航行禁止区域
	航行制限区域
	湖中堰区域

利用可能な船舶	利用禁止船舶
エンジン付きボート(船外機含む) (2馬力未満のエンジン) ※1	エンジン付きボート(船外機含む) (2馬力以上のエンジン) ※1、2
カヌー、カヤック	水上オートバイ(ジェットスキー)
手漕ぎボート、Eボート等	ウェイクボード等

※1: 動力がエンジンでない場合は、馬力に換算。

※2: ボート事業者が行うボートの湖面移動又は棧橋の調整作業、又は河川管理者が別途認める場合に限り航行可能。

航行禁止区域

湖面利用区域

航行制限区域

湖中堰区域

S=1:10,000

